

答申第26号の概要

1 件名

行政書士（以下「請求者」という。）が、住民票の写しの交付を求めて〇〇区長に提出した「住民票の写し等職務上請求書」（以下「職務上請求書」という。）の部分開示決定処分に対する異議申立て

2 争点

非開示とされた「住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」欄及び「提出先又は提出先がない場合の処理」欄の情報並びに請求者の印影の一部が、神戸市個人情報保護条例第16条第3号の「開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」に該当するか否か。

3 審議会の判断

条例は、第1条で「この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。」と規定し、本人が自らの権利利益の保護のために行動することができるように、実施機関に対する自己情報の開示請求権等を有することを明かにしている。また、これを受けて第16条本文において、開示請求に対する実施機関の開示義務を定めている。

他方で、第16条第3号は、開示請求のあった個人情報、第三者に関する情報を含んでいる場合に、これを開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該第三者の権利利益を保護するため、非開示とすることを定めている。

本件のような行政書士の職務上請求において、行政書士への依頼者の個人情報を本人に開示することが「第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある」か否かについて以下検討する。

(1) 依頼者情報の非開示について

実施機関は、行政書士の職務上請求において、依頼者情報を申立人に開示すると、「第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある」と主張し、その理由として4点をあげている。これについて審議会は、次のように考える。

ア 実施機関は、依頼者情報は、依頼者の重要なプライバシー情報であって、保護すべき正当な権利利益であると主張している。

しかしながら、そもそも住民基本台帳制度は、住民の居住関係の公証制度であるが、社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、平成18年に、住民基本台帳の閲覧について、何人でも請求できる制度を廃止し、閲覧できる主体と目的を限定して営利目的での閲覧を認めない制度に法改正された。引き続き平成19年には、住民票の写し等の交付制度についても、「何人でも交付を請求できる」という規定を見直し、住民票の写し

等の交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定する法改正が行われた。このような法改正の目的は、従前の住民基本台帳制度を、近年整備された個人情報保護法制と整合性をもつ内容に修正するためである。

本件請求は、法第12条の3第2項に基づくものであるが、同条は前記の平成19年の法改正で新たに設けられた規定である。同条第1項は、自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、その他の住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある者に限り住民票の写し等の交付を認めるものであり、「正当な理由がある者」とは、社会通念上、他人の住民票の記載事項を確認して一定の行為をすることが一般的に期待され又は許容されている者と解されている。さらに、同条第2項は、弁護士、行政書士等が、その受任事件又は事務の依頼者が第1項のいずれかに該当する場合には、職務上請求として住民票の写し等の交付を認めることを規定しているが、その請求の際には、原則として、受任事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称を明かにしなければならない(同条第4項第5号)とされている。このように、法第12条の3に基づく所謂「第三者請求」は、社会的必要性から個人情報保護の例外として認められた制度である。

こうした法の改正経緯を踏まえて考えれば、住民票に記載された申立人の個人情報は家族関係という秘匿性の高い、それゆえ保護する必要性の高い情報であるといえよう。それに対し、自己の権利行使又は義務の履行のために他人の個人情報の開示を求めるといった内容の情報は、法律に基づいた公的手続きに関するものであり、それゆえに秘匿性の高い個人情報であるとはいえない。したがって、条例第1条が規定する本人開示請求権の目的に照らして、自己の権利利益を守るため、例外的に認められる「第三者請求」が適正に行われているか否かを本人自身が確認できるように、だれが何のために自分に関する個人情報の開示を求めているのかについての情報(依頼者情報)は、本人(申立人)に開示されるべきである。

イ 申立人は、本件請求が個人情報漏えいの不当な請求であることを前提に依頼者情報の開示を求めているが、実施機関は、申立人の主張のみをもって、本件請求が申立人の個人情報の流出源と断定できないため、請求者や依頼者の権利利益の保護について、十分な注意を払わざるを得ないと主張している。これについては、前記アで述べたように、依頼者情報の開示は、「第三者請求」が適正に行われているか否かを本人自身が確認するためのものであり、また、申立人が開示を求める理由の如何によって開示請求の当否が左右されるものではない。

ウ 実施機関は、依頼者情報を相手方に開示すれば、相手方が妨害行為を行うおそれが十分に考えられ、依頼者の権利行使等に著しい支障を生じさせるおそれがあると主張している。しかしながら、妨害行為が現実に行われる蓋然性は抽象的なものに過ぎず、職務上請求書に記載された依頼者情報が事実であれば、いずれ記載された使用目的に従って使用されるのであるから、程なく申立人の知るところとなるものであり、他人の個人情報の開示を求めるとの均衡上、受忍すべきものと考えられる。

エ 実施機関は、行政書士には、行政書士法により守秘義務が課されている点からも、依頼者が権利行使等にあたり、その相手方に自己の情報が知られることを当然予測すべきものとはいえないと主張している。しかしながら、行政書士法第12条が規定する守秘義務は行政書士に課されたものであり、依頼者が相手方に自己の情報を知られることはないという権利利益は、行政書士との関係においてのみ生ずるものである。同条は実施機関等の第三者に守秘義務を課すものではない。以上のことから、依頼者情報は、申立人に開示されるべきであると判断する。

(2) 請求者の印影の一部非開示について

請求者の職印の印影については、これを開示すると、印影が偽造されるおそれがあるため、請求者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、条例第16条第3号に該当するとして、印影の一部を非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 以上により、審議会は、「住民票の写し等職務上請求書」のうち、「住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」欄及び「提出先又は提出先がない場合の処理」欄を開示すべきであると判断する。なお、請求者の印影の一部を非開示とした実施機関の判断は妥当であると判断する。